

第2章 大阪市の環境の概況

1 大気環境

□ 大気汚染の状況

市域の大気汚染の状況は、近年改善が進んでいます。平成20年度においては、二酸化窒素（NO₂）*及び浮遊粒子状物質（SPM）*について、全測定局で環境基準に適合しました。

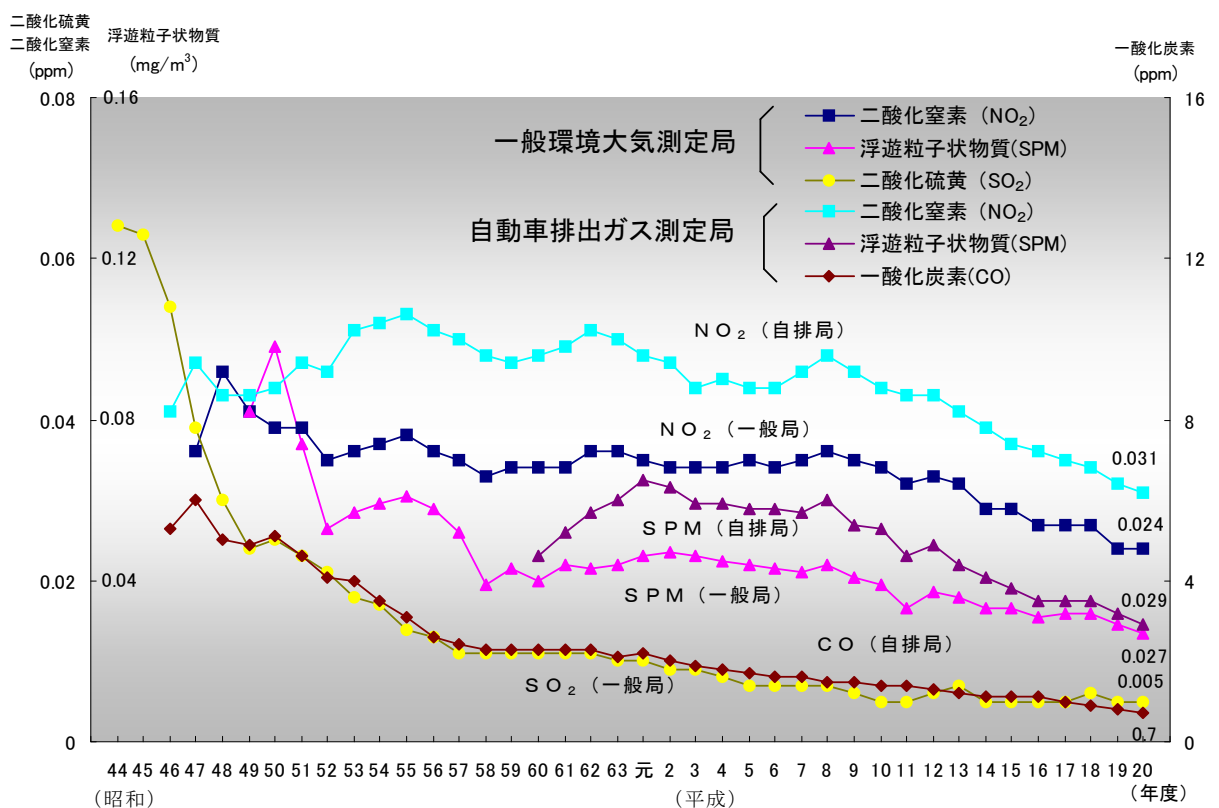
二酸化窒素について全測定局で環境基準に適合したのは、昭和46年に大阪市が測定を開始して以来、初めてのことであり、今後も環境基準の達成維持に向けた各種対策を進め

ていきます。

また、二酸化硫黄（SO₂）*や一酸化炭素（CO）*については、前年度に引き続き全測定局で環境基準に適合しました。

（環境基準は、付録8-1 「環境基準及び規制基準等」P資39参照）

●主な大気汚染物質濃度の経年変化



● 主な大気汚染物質の環境基準適合状況の経年変化

		平成	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局											
	自動車排出ガス測定局											
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局											
	自動車排出ガス測定局											
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局											
	自動車排出ガス測定局											
一酸化炭素 (CO)	自動車排出ガス測定局											
光化学オキシダント (O _x)	一般環境大気測定局											

(注) 円グラフの青色部分は環境基準適合の測定局の割合を示す。
数字は(環境基準適合局数)/(有効測定局数)を示す。

□ 主な大気汚染対策

● 自動車排出ガス対策

国による自動車排出ガス規制に加え、平成19年2月に策定した「大阪市自動車交通環境計画」に基づき、エコカーの普及促進とともに局地汚染対策として、道路管理者等と連携して交差点改良による交通渋滞の解消等を図るなどの取組みを進めています。

□ アスベスト*対策



アスベスト(石綿)は、天然にできた繊維状の鉱物で、丈夫で変化しにくいという特性により、広く使用されてきました。しかし、その繊維が極めて細いため、空気中に飛散した繊維を吸い込むと長い潜伏期間を経て、石綿肺、悪性中皮腫、肺癌等の病気を引き起こすなど、健康に悪影響を及ぼす恐れがあります。

平成17年6月のアスベストによる健康被害の報道を契機として、アスベスト対策の更なる強化が求められ、国では、平成18年2月に「アスベスト対策関連4法令(大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法、廃棄物処理法)」の改正や「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定を行い、平成18年9月から代替が困難な一部の製品等を除き、アスベストの製造等は全面禁止されました。大阪市では、平成17年12月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し、市設建築物に使用されている吹付けアスベストの除去等、解体等工事に伴う飛散防止対策や健康対策等について、総合的なアスベスト対策を推進しています。

2 水環境

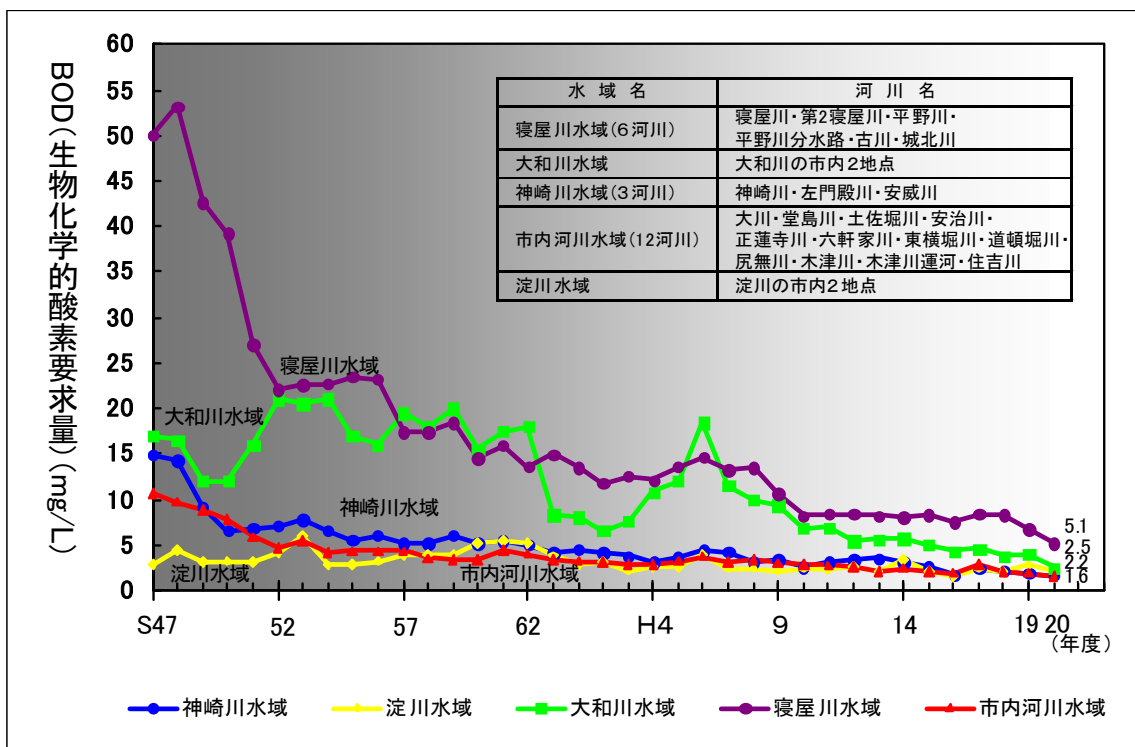
□ 水環境の状況

大阪市内には淀川や大和川など多くの河川が流れていますが、大阪市はこれらの河川の最下流部に位置しています。このため、河川の水質は、上流域の影響を受けやすく、特に昭和40年代は急速な市街化にともなう生活排水や事業活動に伴う

工場排水の増大により、汚濁が著しい状況にありました。

市内河川の水質は、工場排水規制の強化や下水道整備等により改善が進んでいますが、平野川など一部の河川においては、環境基準の達成に至っておらず、さらなる対策が求められています。

●大阪市内の河川水域毎のBOD*年平均値の経年変化



(注)市内測定地点のBOD年平均値毎に算出し経年変化を求めた。

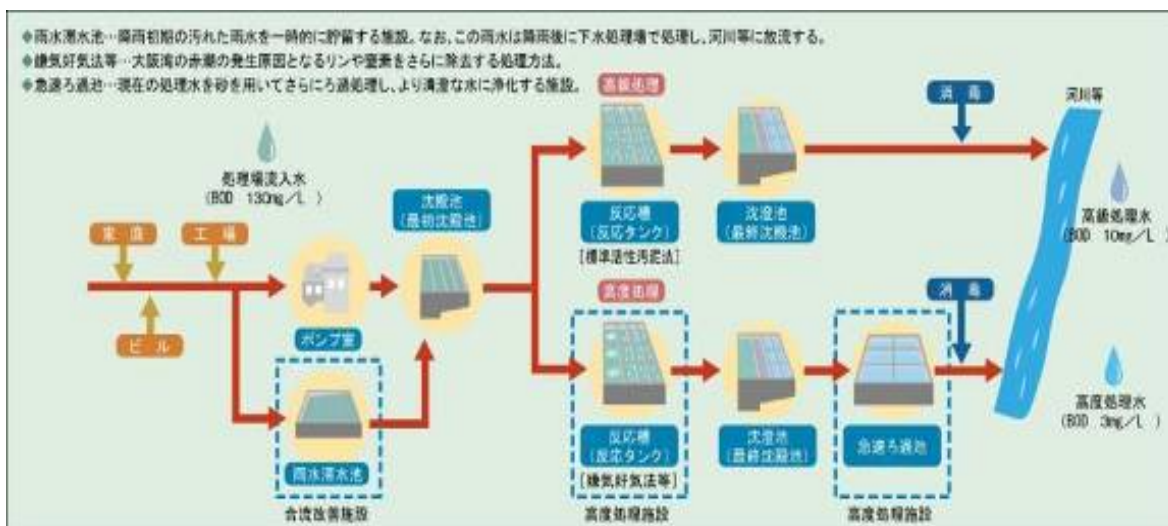
□ 主な水質汚濁対策

大阪市では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画による環境水質定点調査を実施するとともに、工場・事業場からの排水に対する規制や、ほぼ市内全域にわたる下水道整備により水質汚濁の改善を図っています。

市との連携を進めるとともに、平成14年度から平成23年度を計画期間とした雨天時の汚濁負荷量の削減対策として、「合流式下水道*の緊急改善対策」を推進しています。

また、市内河川及び海域における水質の向上、環境基準の達成をめざして、国や流域の関係府県

●合流式下水道*の改善と高度処理*（一例）



● 合流式下水道の改善対策

- ・ 大阪市が独自に開発した雨天時に高級処理する水量を増大させる処理法（3W 処理法）*の導入
- ・ 降雨初期の汚れた雨水を一時的に貯留する雨水滞水池の建設
- ・ 雨天時に下水道施設から流れ出るごみ等を取り除くためのスクリーンの改良及び設置

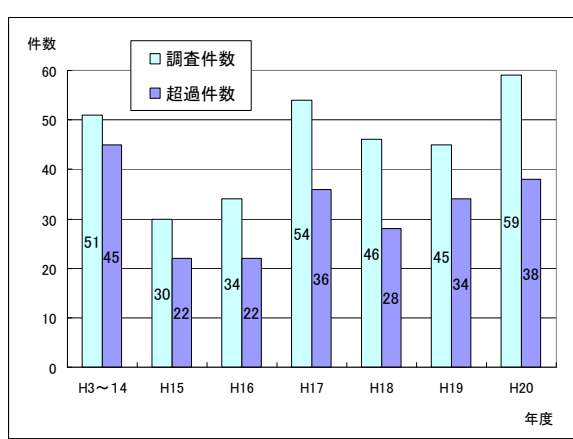
3 地盤環境

地盤は、一度沈下するとほとんど回復しないため、未然防止の取組みが重要です。これまでの地下水採取規制等の諸対策の推進により、地盤沈下は近年では沈静化の傾向にあります。

大阪市では、地盤沈下水準測量を定期的を実施し、状況の把握に努めています。

また、土壌・地下水汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。平成 15 年 2 月に「土壌汚染対策法」が施行され、平成 16 年 1 月には「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が改正、施行されていますが、大阪市では、法・条例に基づく規制、指導とともに、土地所有者が自主的に行なう調査や対策が適切なものとなるよう、土地の履歴などの情報提供を行い、土壌汚染対策の推進に努めています。

●年度別土壌汚染調査・基準超過件数



※平成 14 年度までは全て自主調査として実施されている。
 ※平成 15 年度は、自主調査及び法第 3 条調査に基づき行われた調査を合わせた件数。
 ※平成 16 年度以降は、自主調査、法第 3 条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

4 化学物質

□化学物質対策

化学物質は私たちの周りに多数あり、多様な用途で使用されており、生活を豊かにしてくれています。しかし、一方では化学物質を使用することは、化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性（環境リスク）を伴います。大阪市では、このような環境リスクを低減するために、以下のような取り組みを行っています。

- ・ 大気汚染防止法等で基準が定められている化学物質については工場・事業場に対して、排出基準等の遵守徹底を指導しています。

- ・ PRTR 制度*等（多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所の外に運びだされたかといったデータを把握し、集計・公表するしくみ）を活用し、事業者による自主的な取組みを促しています。
- ・ 今後、化学物質に係る情報や知見の収集に努め、これらの情報を活用することにより、市民、事業者、行政の三者が一体となったりリスクコミュニケーションの充実を図っていきます。

□ダイオキシン対策

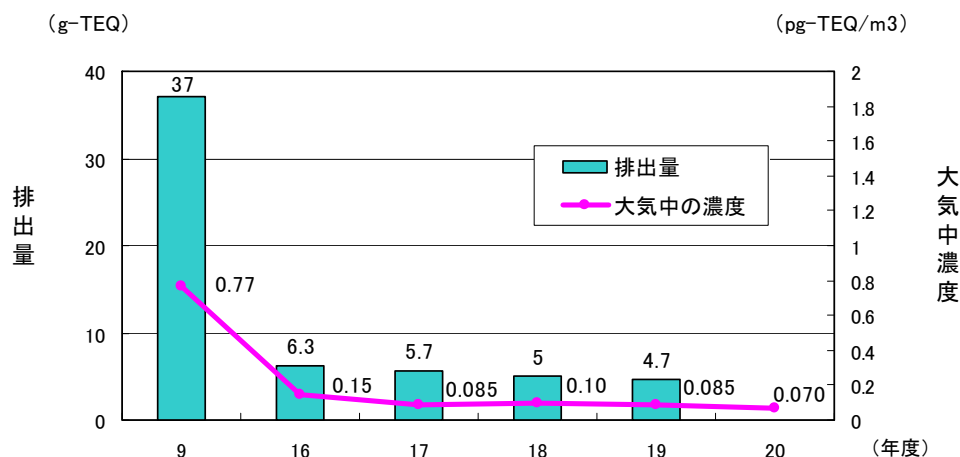
大阪市では「ダイオキシン類*対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策方針」などに基づいて、発生源施設に対して規制・指導を行うとともに、環境中における濃度の監視を行っています。

また、大阪市のごみ焼却工場などではダイオキシン類の削減対策等が実施されており、市内の工場等からの大気中への排出量は、着実に減少しています。

平成20年度におけるダイオキシン類の環境調査結果では、大気、地下水、土壌については全ての調査地点で環境基準に適合していました。また、水質と底質については、水質が2地点、底質が3地点で不適合でした。

なお、大阪市港湾区域及び大阪市管理河川においては、一部の区域で、底質浄化対策に着手しています。

●大阪市域におけるダイオキシン類の排出量と大気中濃度の推移



(注1) 大気中の濃度は全調査地点の平均値を示しています。

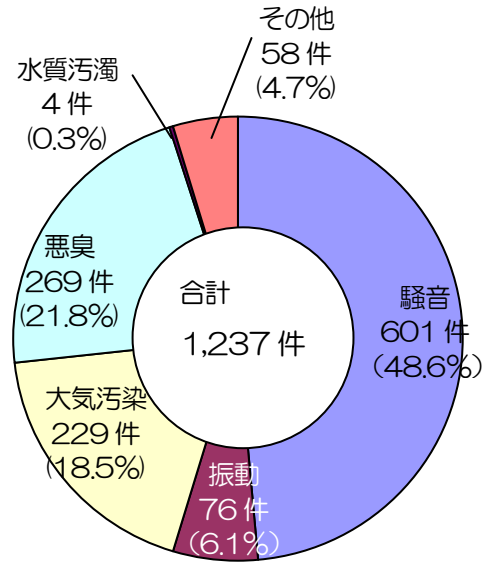
(注2) 排出量については平成19年度数値が最新データです。

5 騒音・振動

騒音・振動は日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、騒音・振動の苦情件数は、全公害苦情の約55%を占めています。

騒音や振動公害を未然に防ぐため、工場等の新設・増設時の事前指導や深夜営業者に対するカラオケ騒音防止指導のほか、特定建設作業*に対する騒音・振動の規制や公害防止措置の徹底などの指導を行っています。

●公害種類別苦情件数（平成20年度）



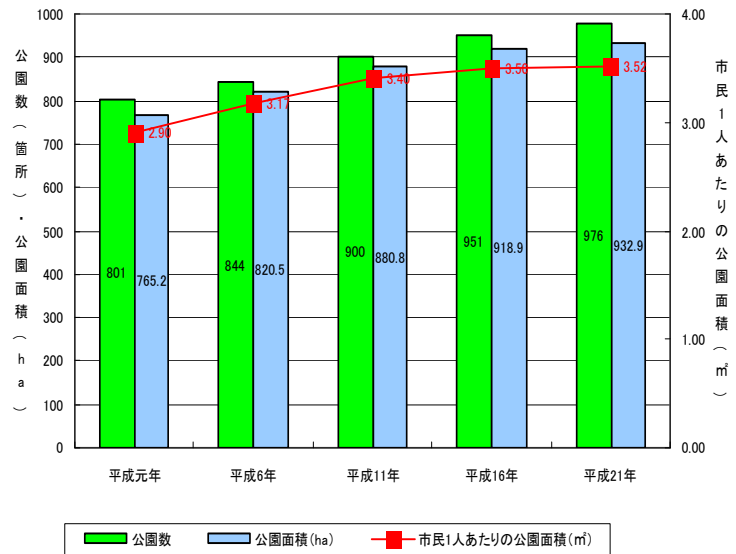
6 緑化

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与します。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすスペースです。

公園整備については、大阪市緑の基本計画により、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、毛馬桜之宮公園等の大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

●公園数、公園面積、市民1人あたりの公園面積の推移



(注) 各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値